

## 幸田町監査公示第7号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和4年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年1月5日

幸田町監査委員 山 下 力

幸田町監査委員 水 野 千 代 子

### 記

1 監査の種別 定期監査

2 監査年月日 令和4年12月27日

3 監査の対象部課名 総務部 総務課、教育委員会 生涯学習課

4 監査対象及び実施内容等

監査基準に基づき、令和4年度施工中の工事から下記対象工事（2工事）を抽出し、対象課から提出された関係書類の事前確認を行うとともに、幸田町監査実施着眼点にある評価項目を基に必要に応じて担当職員に説明を求め、当該工事の進行状況及び安全管理等を重点に現地に赴き、担当職員並びに工事請負業者（主任技術者、監理技術者、現場代理人等）の立会いのもと監査を実施した。

#### 対象工事名（工事請負業者名）

- (1) (仮称) 幸田南部まちづくり交流拠点施設建設工事 (竹内建設株式会社)  
(2) 史跡島原藩主深溝松平家墓所肖影堂解体工事 (株式会社魚津社寺工務店)

5 監査の結果 良好と認める。

今回の定期監査のため抽出した上記工事については、適正に施工されているものと認め、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。2工事とも工期内完了及び現場における安全管理等に留意し、今後も適切な監督業務を継続されたい。